

見る、之明に健康保険法及工場法の適用を免れんとする巧妙なる脱法行爲にして、斯かる不法なる雇傭状態を此儘、無視せらるゝに於ては百の社會政策も有名無實となり引いては國民思想を悪化するものと思惟す、依つて之が即時撤廢中地方の警告と共に健康保険法及工場法違反として處罰せられんことを要求するものなり

理 由

近時各工場に於て改悪したる雇傭制度の事實を見る、就中大工場が職工を採用するに當り、人夫供給業者より間接に雇傭し臨時工日傭人夫名義に依つて技術優秀なる熟練工を一般常傭工と何等變りなき業務に就かしてゐるのである

從來に於いても定期職工の名稱の下に採用し、解雇、諸法規の給付を免れんとしたる手段を更に改悪せる臨時工日傭人夫名義の雇傭制度は健康保険法、工場法の適用を免れんとする巧妙なる脱法行爲である

我等は斯る無法なる奴隷生活強要は國民思想の悪化を誘導する因をなすものと認む故に大阪聯合會大會に於て決議し次年度の重要な運動の中樞とせねばならぬ

實 行 方 法

新任執行委員一任

四、労働組合法制定促進に關する件

提 案 大阪金屬労働組合

說 明 者 田 中 正 男

主 文

日本労働總同盟大阪聯合會は左記要綱を具する労働組合法の即時制定を要求す

労働組合法要綱

- 一、本法に於て労働組合と稱するは労働條件の維持改善及其他被傭者の共同利益の保護増進を目的とする被傭者の團體又はその聯合を謂ふ
- 二、本法の適用を受けんとする労働組合の代表者は組合規約を添へ主たる事務所々在地の地方長官に届け出ることを要す
- 三、労働組合規約には左の事項を記載する事を要す
 - (一)名稱、(二)目的、(三)主たる事務所、(四)組合員の資格に關する規定、(五)組合員の加盟脱退に關する規定、(六)組合の大會其他の會議に關する規定、(七)組合の執行機關並に其他役員の権限資格及任免に關する規定、(八)加盟金及組合費並に會計に關する規定、(九)組合規約の變更に關する規定、(十)組合の聯合及合併に關する規定
- 四、労働組合並に其の事業に對しては諸税を賦課せず
- 五、労働組合は労働爭議につき役員其他組合員が他人に加へたる損害を賠償する責に任ぜず
- 六、雇主又はその代理人は労働組合員たる故を以て被傭者を解雇する事を得ず、雇主又はその代理人は被傭者を労働組合に加盟せざる事、又組合より脱退する事を雇傭条件となす事を得ず
- 七、労働組合が雇主又はその團體と労働協約を締結したる場合に於て、之に反する組合員と雇主との單獨契約條項は之を無効とす
- 八、労働組合の役員又は組合員は労働爭議遂行の目的を以て監視、訪問、不買同盟、團體的示威又は文書の頒布若くは貼付を爲したるの故を以て處罰せらるゝことなし
- 九、労働組合の組合員たる未成年者又は有夫の女子は組合員としての行爲に關し法定代理人の同意又は夫の許可を要せず
- 十、労働組合は司法裁判所の判決を経るにあらざれば解散することなし
- 十一、地方長官は労働組合の規約又は決議法令に違反するものありと認めたる時は警告を發し若し應ぜざる場合にはその取消變更を裁判所に出訴する事を要す
- 十二、六に違反したる雇主又は代理人は六ヶ月以上三年以下の懲役に處す

實 行 方 法

日本労働總同盟本部に上申し来るべき議會に提案することに努むること